第8章 今後の課題

1. 基盤施設

1-1 アクセス道路の線形・構造、取り付け位置について

アクセス道路の線形・構造については、「東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会」(以下委員会という)において、干潟の環境に十分に配慮し道路下の潮流を妨げないことや、このための橋梁等の構造形式の採用が指導・助言されている。このため、今後のアクセス道路の事業化にあたっては、事業のB/Cや事業手法、交通量解析などを勘案しながらも、委員会の指導・助言を十分に踏まえた構造形式の選定を行っていく。

加えて、県道へのアクセス部分においての混雑も懸念される所であり、ランプ形式などの指導・助言がなされている。これについては、今後交差点解析などの結果を踏まえ適切な形状を検討していく。

(参考:発生集中交通量)

地区内では発生集中交通量で 11,000~12,000 台程度の交通量が想定される。これに対し、4 車線道路の 1 路線での処理を考えており、処理可能な交通量は最大約 48,000 台/日である。

土地利用	発生集中交通量(台/日)
公共系	7, 200 台
民間系	4, 900 台
合計	12, 100 台

参考:大規模開発地区関連交通計画マニュアルをもとに算定すると約30,700台/日となる。

1-2 島内の幹線道路網について

島内の幹線道路網は、通常時は多目的広場の周りのループ上の道路と、客船ふ頭に向かう道路で構成し、人工ビーチの前面は歩行者優先の道路としている。これについては、委員会の指導・助言を踏まえ、人工ビーチ内の隣接敷地に道路状の用地を確保しておき、人工ビーチでのイベント時には、観光船 ふ頭への道路もループ状の幹線道路機能を発揮できるように設定している。

今後、宿泊施設用地側への道路用地として幹線道路機能を確保しておき、通常時は歩行者優先道路 や片側通行などの規制を実施できるかについて、関係機関も含め調整を行っていく。

1-3 駐車場及び中心市街地とのアクセスについて

現計画においては、各用地の駐車場は各用地で確保することを想定している。しかし、車社会である 沖縄県の実態を考慮して、今後の事業化の中で、島内で共通の大規模駐車場の確保などについても選 択肢の1つとして検討していく。

また、中心市街地との公共交通(シャトルバスなど)によるアクセスについては、中心市街地との連携を考える上で不可欠であり、本計画の中でも提案を行っている。このことは、東部海浜開発地区だけの課題ではなく、沖縄県の中南部都市圏の公共交通のあり方とも密接に関連してくるため、実現に向け事業主体なども含め関係機関との調整を行っていく。

2. 導入施設

2-1 栽培漁業センター (仮) について

栽培漁業センター(仮)は、今回の開発コンセプトとのイメージの乖離が、委員会において指摘されている。このため、今後の事業化の中で「スポーツコンベンション拠点の形成」というコンセプトを踏まえた、他機能との連携(環境教育との連携や商業との連携など)やコンセプトに相応しい名称の設定などを検討していく。

2-2 医科学センター (仮) について

医科学センター(仮)は、今回の開発コンセプトの核ともなる施設であり、委員会においても賛同の意見が寄せられている。これについては、今後具体的な事業化に向けて、運営主体の検討やサポートする企業の誘致などについて、関係機関が一体となって取り組んでいく。

3. 需要や事業収支、波及効果

3-1 需要の創出について

委員会においては、需要は短期的には今回の計画のとおりとなるが、中長期的には今までにない新しい医療や健康づくりの視点も必要との指摘を受けている。

これを踏まえ、今後の事業化や企業誘致などにあたっては、官民が連携しながら、他地域にない新たな健康をコンセプトとしたシステムの検討を行っていく。

3-2 各項目の試算結果について

今回の計画における需要や事業収支、波及効果などを、一定の想定の下で施設規模や就業者数などを設定したうえで、試算を行った。このため、具体的な施設規模・内容が確定した時点で事業化検討を行うことが必要である。

また、本計画は埋立事業であり長期間の事業期間を必要とすることから、今後も事業の進捗に応じて必要な試算を行い、計画内容の見直しなどを行っていくことが望ましい。

4. その他

4-1 事業手法・主体について

本計画における事業手法の中では、多目的広場や交流施設などの公共公益施設については、公共が整備し管理等を民間へ委託するなどの事業スキームを想定している。

これについては、今後事業の具体化に向けて、公共サービスの向上及び一層の公共負担の削減を目指し、民間活力の導入も視野に検討を行っていくとともに、事業主体の明確化を早期に行い、関係する事業主体が一体となって事業を推進していくことが必要である。

4-2 人工島内の環境管理について

本計画における「環境への配慮(2-17頁参照)」の中では、今後計画を推進していく上で配慮する点について、

- ・ 民有地内の緑地を担保するための制度の活用(地区計画など)。
- ・ 干潟などの自然環境の活用(環境学習、憩いの場など)。
- ・ 公共、民間を問わず、人工島内の事業主体が協働し、島全体の環境管理や活用を行う「まちづくり 協議会」の設置。
- ・「まちづくり協議会」を中心とした人工島全体での省・新エネルギーの活用やゼロエミッションなどの 環境負荷の少ない開発への取り組み。

を、掲げている。

これらを実現するためには、早期の段階から本開発に関わる事業主体が一体となって、本地区の環境への取り組みの方針を共有し、協働して推進していくことが重要である。

このため、早期の事業主体の明確化に併せ、各事業主体が一体となった準備会などの事業推進組織を立ち上げ、環境への取り組み方針やルールを明確にしていくことが必要である。